

善意銀行預託金払出事業

善意銀行は、八千代町社会福祉協議会へ町民の方から寄せられた寄付金を積み立てて運用しています。「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、各種民間福祉団体が自主的に実施する地域福祉活動を支援します。

◇対象事業

高齢者、障がい者、児童等の福祉向上につながる活動

- ・八千代町民を対象に、町内で行う非営利な事業
- ・住民の身近な地域での福祉活動事業
- ・社会的課題の解決につながる事業
- ・模範となる先駆的、開拓的な事業 など

◇対象団体

八千代町内に活動拠点において活動を行う社会福祉法人、NPO法人、ボランティア、その他の任意団体

◇対象経費

1事業につき上限10万円（事業費総額の5分の4以内）

①福祉活動に掛かる経費

②団体が行う活動に必要な消耗器具備品整備のための経費

※団体の日常的な経費（家賃、電話料、人件費等）は対象外となります。

③広報啓発に資する経費

◇申請方法

助成を希望する団体は、所定の申請書をご提出ください

（添付書類①事業計画書②収支予算書③その他の必要書類）

前期受付 令和 7年 4月14日 ～ 5月16日

後期受付 令和 7年10月 1日 ～ 10月31日

◇審 査

善意銀行運営委員会で審査し、決定します。

【問合せ先】

社会福祉
法 人 八千代町社会福祉協議会
〒300-3572
結城郡八千代町菅谷 1033
TEL 0296 (49) 3949
FAX 0296 (49) 3866